

令和3年10月1日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

# 文教常任委員会報告資料

教育委員会

## 目 次

I	県立高校改革の推進について-----	1
II	令和3年度（令和2年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について-----	11
III	新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について-----	13
IV	教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた取組について-----	66
V	かながわ人権施策推進指針の改定について-----	70
VI	高等学校奨学金制度改正の素案について-----	74
VII	一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の事業概要について-----	78
VIII	令和5年度再編・統合対象校の設置基本計画案について-----	79
IX	神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の検証について-----	81
X	県立学校における生理用品の無償配布について-----	83
XI	「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）の検討状況について-----	91

# I 県立高校改革の推進について

## 1 「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」の一部改定（案）について

### (1) 「県立高校改革実施計画（全体）」について

「県立高校改革実施計画（全体）」（平成28年1月策定）は、「県立高校改革基本計画」（平成27年1月策定）に基づく改革の実現に向けて、県立高校改革に取り組むうえで中長期を展望し、教育内容・方法、学校経営、県立高校の再編・統合に係る具体的な計画として策定した。

### (2) 「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」について

「県立高校改革実施計画（全体）」の計画期間を12年間（平成28年度～令和9年度）とし、このうち令和2年度からの4年間（令和2年度～令和5年度）に取り組む施策内容や再編・統合の対象校を明示し、平成30年10月に「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」（以下「Ⅱ期計画」という。）を策定した。

### (3) 「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」の一部改定（案）について

Ⅱ期計画策定後の状況の変化に対応するため、Ⅱ期計画の一部を改定する。

#### ア S T E A M教育\*研究推進校の指定

##### (ア) 指定校による取組について

指定校では、県立高校改革実施計画に基づく改革の実現に向けて、原則3年間、指定を受けた各テーマに関する研究を実施し、その成果の普及を図っている。

##### (イ) S T E A M教育研究推進校の指定について

中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）（以下「答申」という。）において、新時代に対応した高等学校教育等の在り方が示され、その一つとして、S T E A M教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成の必要性が掲げられている。S T E A M教育は、各教科等の知識・技能等を活用することを通

じた問題解決を行うものであり、生徒の強力な学ぶ動機付けにもなるとされている。今後、全県立高等学校において、生徒の能力や関心に応じた S T E A M 教育を推進するため、その実施方法等について研究を進めていく必要がある。

このため、S T E A M 教育研究推進校の令和 4 年度からの実施に向け、Ⅱ期計画に具体的な取組として位置付ける。

※ S T E A M 教育…各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育。S T E M (Science、Technology、Engineering、Mathematics) で表される科学系の学びに、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を包含するリベラルアーツ (A) を加えたもの。

(ウ) 「S T E A M 教育研究推進校の指定」のⅡ期計画における位置付け

「S T E A M 教育研究推進校の指定」をⅡ期計画の「I 質の高い教育の充実／重点目標 2 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます」にかかる具体的な取組み／(1) 教育課程の改善[再掲]」に位置付ける。

一部改定後	現行
I 質の高い教育の充実 2 重点目標 2 にかかる具体的な取組み 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます」 (1) 教育課程の改善[再掲] ・学力向上進学重点校の指定 ・ <u>S T E A M 教育研究推進校の指定</u> (2) 科学技術・理数教育の推進	I 質の高い教育の充実 2 重点目標 2 にかかる具体的な取組み 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます」 (1) 教育課程の改善[再掲] (2) 科学技術・理数教育の推進

(3) グローバル化に対応した先進的な教育の推進 (4) 専門教育の推進 (5) 国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進	(3) グローバル化に対応した先進的な教育の推進 (4) 専門教育の推進 (5) 国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進
---	---

(エ) S T E A M教育研究推進校の指定

S T E A M教育推進のため、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発に取り組みます。

**Ⅱ期の工程表**

主体	令和2年度	3年度	4年度	5年度
指定校			新たな指定・実施	※～6年度

指定校（予定）：神奈川工業（横浜北東・川崎地域） 光陵（横浜南西地域）  
横須賀（横須賀三浦・湘南地域）  
秦野（中・県西地域）  
相模原弥栄（県央・相模原地域）

イ スクール・ミッション<sup>※1</sup>の再定義及びスクール・ポリシー<sup>※2</sup>に基づく教育活動の推進

答申を踏まえた、学校教育法施行規則の改正（令和4年4月1日施行）により、各高等学校等においてスクール・ポリシーの策定・公表が求められることとなった。また、答申ではスクール・ポリシーの策定にあたり、設置者において、各高等学校等の存在意義や社会的役割等を明確化（スクール・ミッションの再定義）するよう求められた。

このため、令和4年度からの規則改正を受けスクール・ポリシーの策定・公表を行い、スクール・ポリシーに基づく教育活動を着実に進めるため、Ⅱ期計画の取組として

位置付けることとした。また、スクール・ポリシーの策定にあたっては、設置者である県教育委員会において、スクール・ミッションの再定義を行うこととした。

※1 スクール・ミッション…設置者が定める各高等学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像

※2 スクール・ポリシー…各高等学校における、入学者選抜時から卒業時までの教育活動の方針。各学校がスクール・ミッションに基づき定める「育成を目指す資質・能力に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」の3つの方針の総称

(ア) 「スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進」のⅡ期計画における位置付け

「スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進」をⅡ期計画の「Ⅱ 学校経営力の向上／4 重点目標4「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」にかかる具体的な取組み／(1) 自律的・組織的な学校経営の充実」に位置付ける。

一部改定後	現行
Ⅱ 学校経営力の向上 4 重点目標4にかかる具体的な取組み 「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」 (1)自律的・組織的な学校経営の充実 <u>・スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推</u>	Ⅱ 学校経営力の向上 4 重点目標4にかかる具体的な取組み 「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」 (1)自律的・組織的な学校経営の充実

<p><u>進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価・第三者評価システムの改善・充実</li> <li>・民間人材の活用</li> <li>・地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業の取組み</li> </ul> <p>(2) 県立高校への理解を深める情報提供の推進</p> <p>(3) 教職員の実践的指導力向上の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価・第三者評価システムの改善・充実</li> <li>・民間人材の活用</li> <li>・地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業の取組み</li> </ul> <p>(2) 県立高校への理解を深める情報提供の推進</p> <p>(3) 教職員の実践的指導力向上の推進</p>
---	---

(イ) スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進

入学者選抜時から卒業時までの教育活動の方針（スクール・ポリシー）を策定・公表し、これに基づく教育活動に取り組む。スクール・ポリシーの策定にあたっては、県教育委員会において、各校の存在意義、社会的役割を明確化（スクール・ミッションの再定義）する。

**Ⅱ 期の工程表**

主体	令和2年度	3年度	4年度	5年度
全校		ス ク ー ル ・ ポ リ シ ー の 策 定 ・ 公 表	スクール・ポリシーに基づく教育活動の実施	
県教育委員会		ス ク ー ル ・ ミ ッ シ ョ ン の 再 定 義		

(4) 今後の予定

令和3年10月 Ⅱ期計画の一部改定（案）を教育委員会に付議  
Ⅱ期計画の一部改定の公表

2 Ⅱ期計画における指定校の新たな指定について

(1) 新たな指定校（予定）について

県立高校改革実施計画に基づく改革の実現に向けて、令

和元年度から各テーマに関する研究を実施してきた高等学校は、令和3年度で現在の指定期間（3年）が満了するため、新たに指定を行い、指定を受けた高等学校において、令和4年度から3年間、研究を実施し、その成果を広く普及していく。

また、令和4年度から教育課程研究開発校の「新科目『公共』」については、「シチズンシップ教育※」に、「新たな学習評価」については、「学習評価」にテーマ名称を変更する。

※シチズンシップ教育…県立学校が取り組むシチズンシップ教育は、より良い社会の実現に向け、生徒一人ひとりが主体的に生きる上で必要な能力と態度を養うもの。「法に関する教育」「政治参加に関する教育」「経済に関する教育」の3領域と、それらの関わる「モラル・マナーに関する教育」から成っており、研究開発校においては、これらの領域に係る指導計画等について研究を進める。

## (2) 指定校（予定）一覧

指定		地域	横浜北東・川崎地域	横浜南西地域	横須賀三浦・湘南地域	中・県西地域	県央・相模原地域
		教育課程研究開発校	シチズンシップ教育	城郷	<u>瀬谷</u> ※ <sup>1</sup> <u>瀬谷西</u> ※ <sup>1</sup>	<u>藤沢総合</u>	小田原東
	学習評価	<u>新城</u>	<u>松陽</u>	<u>逗葉</u> ※ <sup>1</sup>	<u>平塚農商</u>	<u>上溝</u>	
	総合的な探究の時間	市ヶ尾	横浜清陵	藤沢西	秦野総合	大和 <u>津久井</u>	
	SDGsをテーマとした展開	川崎	舞岡	横須賀南	山北	有馬	
授業力向上推進重点校		<u>元石川</u>	<u>横浜立野</u>	<u>追浜</u>	<u>秦野曾屋</u>	<u>上溝南</u>	
I C T利活用授業研究推進校		<u>生田東</u>	<u>横浜南陵</u>	<u>藤沢工科</u>	<u>伊勢原</u>	城山※ <sup>1</sup>	
プログラミング教育研究推進校		住吉	横浜栄	茅ヶ崎西浜	西湘	相模原総合※ <sup>1</sup>	
確かな学力育成推進校		菅	永谷	寒川	平塚湘風	<u>愛川</u>	

STEAM 教育研究 推進校	〔神奈川工業〕	〔光陵〕	〔横須賀〕	〔秦野〕	〔相模原弥栄〕
理数教育推進校	<u>生田</u>	横浜緑ヶ丘	鎌倉	小田原	(※2 指定なし)
グローバル教育研究推進校	神奈川総合	<u>横浜水取沢</u>	鶴嶺	<u>大磯</u>	大和西

《 参考 》

地域	横浜北東・川崎地域	横浜南西地域	横須賀三浦・湘南地域	中・県西地域	県央・相模原地域
指定					
学力向上進学重点校※ <sup>3</sup>	横浜翠嵐 川和	柏陽	湘南		厚木
学力向上進学重点校エントリー校※ <sup>3</sup>	多摩	希望ヶ丘 横浜平沼 光陵 横浜国際 横浜緑ヶ丘	横須賀 鎌倉 茅ヶ崎北陵	平塚江南 小田原	大和 相模原

○下線は、新たに指定する高校

○〔 〕は、今回新たに設定したテーマの研究に取り組む指定校

※1 令和5年度から再編・統合により、新たな学校に移行するため、指定校の取組は新校に引き継ぐ。

※2 当該地域はすでにSSH指定校が2校あるため、今回は新たな指定をしない。  
(SSHとは、国が指定するスーパーサイエンスハイスクールの略称。科学技術人材の育成に向けた先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究や、国際性を育むための取組を推進している。)

※3 学力向上進学重点校及び学力向上進学重点校エントリー校については、今回の新たな指定校とは指定期間が異なり、令和3年度から令和5年度の3年間となっている。

### 3 在県外国人等特別募集枠の拡大

#### (1) 志願資格要件の緩和について

外国につながるのある生徒の増加に伴い、特別募集の志願資格を満たさない外国籍等の生徒の中にも、本人の申し出により、ルビ付きの検査問題を使用する受検生が多くなっていること、また、日本語指導の専門家から教科書の内容を理解できるような学習言語の習得については、少なくとも5年程度は必要であるという意見をいただいたことから、外国につながるのある生徒の学びの機会をより一層充実するため、令和4年度入学者選抜から、志願資格要件である入国後の在留期間を、3年以内から6年以内に緩和した。

(2) 在県外国人等特別募集実施校の拡大について

志願資格要件の緩和に伴い、対象となる受検生の増加が見込まれるため、在県外国人等特別募集の令和4年度からの実施校として、県立横浜旭陵高等学校、県立新栄高等学校、県立高浜高等学校、県立藤沢総合高等学校、県立横浜明朋高等学校の5校を新たに追加した。

4 インクルーシブ教育実践推進校の入学者選抜制度の改善

インクルーシブ教育実践推進校特別募集の志願資格として設定している通学地域について、令和5年度入学者選抜から撤廃し、いずれのインクルーシブ教育実践推進校にも志願可能とする。

見直し後	現行
<p>【志願資格】（一部抜粋）</p> <p>(ア) 及び(イ)の要件を満たす知的障害のある者とする。</p> <p>(ア) 神奈川県内の中学校等に在籍する者。</p> <p>(イ) インクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業（学校説明・授業見学）などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者。</p>	<p>【志願資格】（一部抜粋）</p> <p>(ア) 及び(イ)の要件を満たす知的障害のある者とする。</p> <p>(ア) 神奈川県内の中学校等に在籍する者<u>であって、かつ、別表に定めるインクルーシブ教育実践推進校特別募集に係る通学地域の要件を満たす者。</u></p> <p>(イ) インクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業（学校説明・授業見学）などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者。</p>

(参考) インクルーシブ教育実践推進校について

1 インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、平成 28 年 4 月、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）においてパイロット校 3 校を、平成 30 年 10 月策定のⅡ期計画において新たに 11 校を実践推校に指定し、計 14 校で実践を進めている。

インクルーシブ教育実践推進校（14 校）

高等学校	通学地域
川崎北高等学校	川崎市
城郷高等学校	川崎市 横浜市
霧が丘高等学校	
上矢部高等学校	横浜市
津久井浜高等学校	横須賀市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 葉山町 寒川町
湘南台高等学校	
茅ヶ崎高等学校 *	
二宮高等学校	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
伊勢原高等学校	
足柄高等学校 *	
厚木西高等学校 *	相模原市 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
綾瀬高等学校	
上鶴間高等学校	
橋本高等学校	

\*パイロット校

2 インクルーシブ教育実践推進校の入学者選抜について

令和 2 年度入学者選抜から、パイロット校を含めた 14 校において、「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」を実施している。（各校募集定員は 21 人）

(1) 志願資格

ア 全日制の課程の志願資格を満たしている者

- イ 神奈川県内の中学校等に在籍する知的障害のある者
- ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集の志願に係る通学地域の要件を満たしている者
- エ 志願先の学校が実施する中高連携事業（学校説明会、授業見学会、学校行事等見学会）などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学意欲のある者

(2) 選抜の方法

ア 検査

面接検査を実施する。

イ 選考の方法

事前に公表する選考基準に基づき、面接の結果を資料として、総合的に選考し合格者を決定する。

3 「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」の見直しについて

(1) 令和3年度（令和4年度入学者選抜）での変更点

- ・ 中高連携事業への参加要件の緩和
- ・ 二次募集の実施

(2) 令和4年度（令和5年度入学者選抜）での変更点

志願資格から通学地域の要件を撤廃し、いずれの実践推進校にも志願可能とする。

(3) 今後の取組

できるだけ多くの生徒に高校で学ぶ機会を拡大するため、「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」のあり方について、常に見直していく。

	～令和2年度	令和3年度	令和4年度（予定）
	県立高校改革実施計画Ⅰ期3校 Ⅱ期11校 計14校		
見直し		段階的見直し	
		令和4年度入学者選抜	令和5年度入学者選抜
志願資格	知的障害のある者 (1) 県内中学校在籍 通学地域の要件を満たす者 (2) 中高連携事業などへの参加	知的障害のある者 (1) 県内中学校在籍 通学地域の要件を満たす者 (2) 中高連携事業などへの参加	知的障害のある者 (1) 県内中学校在籍 (2) 中高連携事業などへの参加
通学地域	別表のとおり	変更なし	全県一区
中高連携事業	志願する実践推進校の実施する学校説明会、授業見学会、学校行事等見学会の3つに参加	いずれかの実践推進校の実施する学校説明・授業見学会に参加（行事見学は任意）	
募集定員	各校21人 (3人*7クラス)	変更なし	
二次募集	なし	実施	

## Ⅱ 令和3年度（令和2年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について

### 1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。

そこで、令和2年度に実施した施策・事業を対象に点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、令和3年9月8日に県議会に提出するとともに、公表した。

### 2 報告書の内容

#### (1) 対象

「かながわ教育ビジョン」の「第5章 重点的な取組み」に沿って、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画に位置付けたもの、令和2年度当初予算の「重点的な取組み」に位置付けたもの等に加えて、新たに、新型コロナウイルス感染症への対応についても対象とした。

#### (2) 構成

ア はじめに

イ 教育長及び教育委員会委員のメッセージ

ウ 点検・評価の概要

エ 教育委員会について

オ 点検・評価結果

(ア) 実績・成果

(イ) 課題

(ウ) 今後の対応方向

(エ) 有識者の意見

カ 資料

### (3) 点検・評価の柱立て

＜大柱＞（「かながわ教育ビジョン」の「第5章 重点的な取組み」等）

- I 生涯学習社会における人づくり
- II 共生社会づくりにかかわる人づくり
- III 学びを通じた地域の教育力の向上
- IV 子育て・家庭教育への支援
- V 学び高め合う学校教育
- VI 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり
- VII 県立学校の教育環境の改善
- VIII 文化芸術・スポーツの振興
- IX 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

※ 新型コロナウイルス感染症に係る対応の重要性に鑑み、本報告書の取りまとめに際し、新たに、「IX 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」として、1つの大柱を設け、点検・評価を実施した。

### 3 点検・評価の結果

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の計画どおりに実施できない施策・事業もあったが、様々な工夫により子どもたちの安全・安心を確保するとともに、学びを保障するため、必要な対応を図ることができた。

### Ⅲ 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

#### 1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

#### 2 県立学校及び市町村立学校の対応について（令和2年2月から令和3年5月まで）

##### (1) 臨時休業から学校再開までの主な対応

- ・ 令和2年2月28日に、文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受け、県立学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とした。
- ・ 3月30日に、4月6日から2週間程度の臨時休業とした。
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、県立学校については、5月6日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月4日に、緊急事態宣言が延長され、県立学校については、5月31日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月22日に、緊急事態宣言が解除され、6月1日に学校が再開する場合に備え「教育活動の再開等に関するガイドライン」を取りまとめ「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から教育活動を再開することとし、再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていくとする「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を要請した。

##### (2) 学校再開後の主な対応（令和2年6月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年7月3日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定した。
- ・ 7月3日に、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等にお

ける学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲について市町村教育委員会へ通知した。

- 7月9日に、県立高校等については、7月13日から予定した「通常登校」への移行は、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の時差通学と組み合わせて実施することとした。
- 7月17日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」を策定した。
- 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校については、「時差通学・短縮授業」を継続することとした。これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。
- 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめた。
- 11月20日に、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校についても「時差通学・短縮授業」を継続することとした。なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。
- 12月11日に、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」が示され、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂した。
- 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、県の実施方針に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。県立高校、中等教育学校では、朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業とし、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を徹底するなどの対応をすることとした。
- 1月14日に、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において、Webサイトによる合格発表などの新たな感染拡大防止の取組を行うこととした。
- 1月27日に、県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を整理し県立学校に通知した。

- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、県立学校では、1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、県立学校では、2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していくこととした。県立高校、中等教育学校では、時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底し、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底するなどの対応をすることとした。
- ・ 3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応することとした。
- ・ 4月22日に、県立学校では、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるように通知した。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、県立学校では、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、県立学校では、引き続き緊張感を持ち対応することとした。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を依頼した。

### 3 県立社会教育施設の主な対応について（令和2年3月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年3月2日に、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続。）
- ・ 3月11日に、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

- ・ 3月24日に、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 4月10日に、図書館の窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を4月12日から5月6日まで休止した。
- ・ 5月5日に、図書館の窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、段階的に再開館することとした。(図書館は、5月27日から予約貸出等の窓口サービスを先行実施。図書館、金沢文庫、近代美術館、歴史博物館は6月9日から再開館。生命の星・地球博物館は7月1日から再開館。)
- ・ 5月26日に、「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知し、各施設では、ガイドラインに基づき、具体的な対策マニュアルを作成した。
- ・ 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館、図書館については開館時間を最大19時までとした。
- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、2月7日までとっていた対応を引き続き3月7日まで延長することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、3月7日までとっていた対応を引き続き3月21日まで延長することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、解除後の段階的緩和期間中の対応として、博物館・美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は閉館時間を最長20時までとした。
- ・ 3月24日に、4月1日からのリバウンド防止期間中の対応として、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。
- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置期間中の対応として、博物館・美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は閉館時間を19時までとした。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、引き続き緊張感を持ち同様の対応を継続して行うこととした。

#### 4 令和3年6月以降の対応について

##### (1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

##### <高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

##### <特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

#### 【具体的な対応等】

##### (ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

##### (イ) 感染防止対策の徹底について

- 従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
  - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
  - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにすると

ともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。

- ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

(ウ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

(エ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

(オ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

イ 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、また、この度の実施期間に、夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の児童・生徒の行動について、令和3年7月2日付け通知「夏季休業期間中の生徒指導について」及び「夏季休業期間中の児童・生徒指導について」を踏まえ、感染症防止対策の視点からも、改めて指導するよう、7月9日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 感染防止対策の徹底について

- 特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
  - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
  - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事時の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
  - ・ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
  - ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

(ウ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- 補習等における学習活動については、授業に準じた扱いとする。

(エ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。  
※まん延防止等重点措置の実施期間及び、まん延防止等重点措置期間終了後の夏季休業期間中の部活動の活動時間及び休養日については、「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会平成30年3月、平成31年3月一部改定）」に則り実施する。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。  
※まん延防止等重点措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

(オ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(カ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

ウ 7月16日に、県対策本部会議において、「神奈川県緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなったことから、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に以下の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととし県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた

上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

### 【感染防止対策の強化・徹底について】

#### (ア) 部活動等における感染防止対策の徹底について

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。
- 部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底するよう指導すること。
- 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校途中での飲食はしないことについて指導を徹底すること。

#### (イ) 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
- オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないよう指導すること。

#### (ウ) 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。

なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとする。

エ 7月30日に、特措法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、知事からの協力要請により、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について以下のとおり対応していくこととし、同日に「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

### 【緊急事態措置期間中における教育活動等】

#### (ア) 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。
  - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
  - ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
  - ・活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
  - ・活動日数は、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

#### (イ) 学習活動について

- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施す

る。

(ウ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、夏季休業期間終了後の教育活動については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示す。

オ 8月9日に、県対策本部会議において、人流の増加と感染力が非常に強いデルタ株の影響により、緊急事態宣言後も連日2,000人前後の新規感染者が発生し、必要な医療が提供できない、救えるはずの命が救えない、いわゆる「医療崩壊」が始まりつつある厳しい状況であることが確認され、感染激増を踏まえた対応強化を図ることとされた。

県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、今後も学校の教育活動を継続していくため、また災害とも言うべき現在の感染爆発を抑えるため、さらに一層、感染防止対策を強化・徹底しながら、以下のとおり対応することとし、10日に『緊急事態宣言後の感染激増を踏まえた対応強化』に係る県立高等学校等の対応について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

**【県立高等学校等における感染防止対策の強化・徹底について】**

令和3年7月30日付け教育長通知「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等に基づく取組を徹底する。

(ア) 教育活動等における感染防止対策の徹底について

- 夏季休業期間中は、必要な場合を除き、できる限り登校を控えるよう指導すること。
- やむを得ず登校する場合、登下校の際は、必ずマスクを着用し、公共交通機関利用時や路上での会話を慎むこと、また寄り道をせず、まっすぐに登下校すること、とりわけ登下校途中での飲食は絶対にしないことについて指導を徹底すること。
- 毎日の健康観察を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。

- 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

＜部活動等における感染防止対策の徹底について＞

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。

(イ) 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季は教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動を自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。

(ウ) 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていること等を踏まえ、学校での感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

カ 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととし、県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応について以下のとおり、同日に「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏

まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

＜高等学校、中等教育学校＞

- 夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

- 夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。
  - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
  - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開

催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
  - 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
  - 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
- (エ) 学校行事等について
- a 修学旅行等について
    - 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
    - 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
  - b 文化祭・体育祭等について
    - 開催する場合は、来場者を児童・生徒と保護者に限定するなど感染防止対策を徹底する。
  - c 学校説明会等について
    - 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

キ 8月26日に、県対策本部会議において「子どもコロナ対策」を強化していくこととなったことから、県教育委員会として、県内の人流抑制及び学校における感染防止対策の強化という視点から、同日に「令和3年9月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月1日から9月12日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1

日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

＜特別支援学校＞

9月1日から9月12日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

## 【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 分散登校の際は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、

平日の下校時刻は遅くとも 17 時とし、感染防止対策を徹底する。

- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
- (エ) 学校行事等について
  - a 修学旅行等について
    - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
    - 校外活動は延期又は中止とする。
  - b 文化祭・体育祭等について
    - 延期又は中止とする。
  - c 学校説明会等について
    - 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

ク 9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況、医療体制の状況等に鑑み、人流抑制及び学校における感染防止対策を徹底するという視点から、同日に「令和3年9月13日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

#### <高等学校、中等教育学校>

9月13日から9月30日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

#### <特別支援学校>

9月13日から9月30日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。

## 【県立学校における児童・生徒への対応】

### (ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

### (イ) 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

### (ウ) 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

### (エ) 学校行事等について

#### a 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

#### b 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

#### c 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期

する。

ケ 9月28日に、9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き学校における感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

#### <高等学校、中等教育学校>

- ・当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- ・今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

#### <特別支援学校>

- ・当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

#### 【県立学校における児童・生徒への対応】

##### (ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

##### (イ) 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。
- (ウ) 部活動について
  - 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
  - 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
- (エ) 学校行事等について
  - a 修学旅行等について
    - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。
  - b 文化祭・体育祭・学校説明会等について
    - 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

## (2) 県立社会教育施設の対応について

ア 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を以下のとおり継続して行うこととした。

- 博物館・美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。
- 図書館は、閉館時間を19時までとして、開館する。  
※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を13時～19時
- 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

イ 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。

ウ 7月16日に、「神奈川版緊急事態宣言」が発出されたことを受け、

感染症の拡大防止に最大級の対応を図り、その対策を徹底するなど、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。

エ 7月30日に、特措法に基づく緊急事態宣言を受け、強い危機感を持って、感染症の拡大防止対策を徹底し、8月31日まで、同様の対応を継続して行うこととした。

オ 8月9日に、知事メッセージが発出されたことを受け、現下の極めて厳しい新型コロナウイルス感染症の状況について、施設長と全ての職員が危機感を共有し、より一層適切な施設運営に努め、引き続き8月31日まで、同様の対応を継続して行うこととした。

カ 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策をさらに強化・徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

キ 8月26日に、知事メッセージが発出されたことを受け、本県の新規感染者は変異株（デルタ株）にほぼ置き換わったこともあって激増が続き、収束する気配が見られない状況に鑑み、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

ク 9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

なお、博物館、美術館、図書館における講座等については、原則、延期・中止とし、開催する場合は、オンライン開催を基本とすることとした。

ケ 9月28日に、緊急事態措置を実施すべき期間が9月30日をもって解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、感染防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

## 5 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。県立学校においては、感染防止対策を徹底し児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策を徹底し運営していく。

# 参考 1

## 県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況 県教育委員会把握分（令和3年9月24日現在）

### 1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校） （1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	0	0
	小 計	1人	1校
令和2年6月から 令和3年9月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	2,316	140
	特別支援学校	119	26
	小 計	2,435人	166校
合 計		2,436人	167校

[参考]	
県立学校児童・生徒数	県立学校数
124,814人	169校

### （2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	1	1
	小 計	2人	2校
令和2年6月から 令和3年9月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	191	92
	特別支援学校	56	21
	小 計	247人	113校
合 計		249人	115校

[参考]	
県立学校教員数 (本務者)	県立学校数
11,354人	169校

### （3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和3年9月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	68
	特別支援学校	11
合 計		79校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数  
<児童、生徒>

年月	校種			<教職員>	
		感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0			
令和2年 5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0			
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人			
令和2年 6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1			
令和2年 7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2			
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5			
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5			
令和2年 12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4			
令和3年 1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6			
令和3年 2月	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
	特別支援学校	1			
令和3年 3月	高等学校・中等教育学校	30	31	13	14
	特別支援学校	1			
小計	高等学校・中等教育学校	464人	489人	57人	72人
	特別支援学校	25人			
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1			
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4			
令和3年 6月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4			
令和3年 7月	高等学校・中等教育学校	259	278	22	39
	特別支援学校	19			
令和3年 8月	高等学校・中等教育学校	1,092	1,141	73	90
	特別支援学校	49			
令和3年 9月	高等学校・中等教育学校	295	312	8	9
	特別支援学校	17			
小計	高等学校・中等教育学校	1,852人	1,946人	134人	175人
	特別支援学校	94人			
合計	高等学校・中等教育学校	2,317人	2,436人	192人	249人
	特別支援学校	119人			

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年9月まで）

高等学校・中等教育学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	88%	家庭内感染	36%
※うち重症者は0人		学校内感染	4%
		家庭・学校以外の活動・交流等	5%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	55%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	70%	家庭内感染	33%
※うち重症者は0人		学校内感染	8%
		家庭・学校以外の活動・交流等	34%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	26%

(6) 県立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年9月まで）

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	91%	家庭内感染	17%
※うち重症者は1人		学校内感染	2%
		家庭・学校以外の活動・交流等	2%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	79%

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0		
	中学校	5	4		
	小学校	12	11		
	特別支援学校	1	1		
	小 計	18人	16校		
令和2年6月から 令和3年9月まで (学校再開後)	高等学校	315	17		
	中学校	2,396	384		
	小学校	3,734	760		
	特別支援学校	66	14		
	小 計	6,511人	1,175校		
合 計	6,529人	1,191校			
				[参考]	
				市町村立学校児童・生徒数	市町村立学校数
				657,203人	1,296校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0		
	中学校	1	1		
	小学校	2	2		
	特別支援学校	0	0		
	小 計	3人	3校		
令和2年6月から 令和3年9月まで (学校再開後)	高等学校	35	16		
	中学校	204	134		
	小学校	481	309		
	特別支援学校	28	10		
	小 計	748人	469校		
合 計	751人	472校			
				[参考]	
				市町村立学校教員数(本務者)	市町村立学校数
				41,568人	1,296校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和3年9月まで (学校再開後)	高等学校	11
	中学校	65
	小学校	99
	特別支援学校	5
	合 計	180校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数  
<児童、生徒>

年月	校種			<教職員>	
		感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3			
	小学校	9			
	特別支援学校	1			
令和2年 5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人			
	小学校	12人			
	特別支援学校	1人			
令和2年 6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
令和2年 7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2			
	小学校	9			
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17			
	小学校	61			
	特別支援学校	0			
令和2年 9月	高等学校	0	60	1	5
	中学校	20			
	小学校	40			
	特別支援学校	0			
令和2年 10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28			
	小学校	54			
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校	8	101	4	19
	中学校	39			
	小学校	52			
	特別支援学校	2			
令和2年 12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150			
	小学校	155			
	特別支援学校	2			
令和3年 1月	高等学校	31	707	5	107
	中学校	251			
	小学校	418			
	特別支援学校	7			
令和3年 2月	高等学校	3	121	0	16
	中学校	36			
	小学校	80			
	特別支援学校	2			
令和3年 3月	高等学校	2	84	0	14
	中学校	22			
	小学校	59			
	特別支援学校	1			
小計	高等学校	64人	1,574人	12人	231人
	中学校	566人			
	小学校	930人			
	特別支援学校	14人			
令和3年 4月	高等学校	7	170	3	26
	中学校	52			
	小学校	108			
	特別支援学校	3			
令和3年 5月	高等学校	21	317	3	47
	中学校	104			
	小学校	192			
	特別支援学校	0			
令和3年 6月	高等学校	19	264	0	35
	中学校	76			
	小学校	168			
	特別支援学校	1			
令和3年 7月	高等学校	31	786	5	110
	中学校	334			
	小学校	412			
	特別支援学校	9			
令和3年 8月	高等学校	132	2,939	12	290
	中学校	1,115			
	小学校	1,660			
	特別支援学校	32			
令和3年 9月	高等学校	41	461	0	9
	中学校	149			
	小学校	264			
	特別支援学校	7			
小計	高等学校	251人	4,937人	23人	517人
	中学校	1,830人			
	小学校	2,804人			
	特別支援学校	52人			
合計	高等学校	315人	6,529人	35人	751人
	中学校	2,401人			
	小学校	3,746人			
	特別支援学校	67人			

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年9月まで）

高等学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	84%	家庭内感染	22%
※うち重症者は0人		学校内感染	8%
		家庭・学校以外の活動・交流等	2%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	68%

中学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	71%	家庭内感染	55%
※うち重症者は0人		学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	8%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	33%

小学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	57%	家庭内感染	72%
※うち重症者は0人		学校内感染	1%
		家庭・学校以外の活動・交流等	7%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	19%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	65%	家庭内感染	33%
※うち重症者は0人		学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	39%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	24%

(6) 市町村立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年9月まで）

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	87%	家庭内感染	21%
※うち重症者は3人		学校内感染	4%
		家庭・学校以外の活動・交流等	7%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	69%

## 参考 2

### 県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 3 年 9 月 24 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:40	1
8:45	1
8:50	2
9:00	27
9:05	10
9:10	29
9:15	13
9:20	28
9:25	5
9:30	16
9:35	3
9:40	3
9:50	1
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。

（一部の県立高等学校を除く。）

### 県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 3 年 9 月 24 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	2
8:50	4
8:55	3
9:00	7
9:10	1
9:20	1
9:30	8
9:40	2
9:45	1
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

県内学校の夏季休業後の教育活動について  
(令和3年9月24日現在)

1 県立学校の状況

<高等学校、中等教育学校>

- 始業日の状況 (全日制・中等 137校)

8/23(月)	8/24(火)	8/25(水)	8/26(木)	8/27(金)	8/30(月)	8/31(火)	9/1(水)
24	12	21	26	19	28	5	2

- 分散登校の状況 (全日制・中等 137校)

8/30(月)	8/31(火)	9/1(水)
5	5	127

※ 9月1日以前から夏季休業終了後の教育活動を開始している学校のうち、分散登校の準備が整う学校については、教育委員会と協議の上、分散登校を前倒しして実施することを可としている。

<特別支援学校>

- 始業日の状況 (29校) 8/30(月)…1校、9/1(水)…28校

※ 9月1日から9月30日までは、時差通学及び短縮授業を徹底することとしている。

2 市町村立小・中学校の状況

市町村名	夏季休業最終日	夏季休業の延長	授業等の取扱い ※地域の実情等により一部で実施の市町村もあり	
			9/1以降の対応	9/24時点の対応
横浜市	8/26	8/27～8/31 (臨時休業)	短縮授業 分散登校	分散登校
川崎市	8/23 (学校毎に設定・最も 早い予定日が23日)	～8/31 (夏休延長)	短縮授業	通常授業
相模原市	8/24	8/25～8/31 (臨時休業)	短縮授業	通常授業
横須賀市	8/27	無	短縮授業	通常授業
鎌倉市	8/31	無	短縮授業	通常授業
藤沢市	8/31	無	短縮授業	通常授業
茅ヶ崎市	8/30	無	短縮授業	通常授業
逗子市	小8/31 中8/26	無	短縮授業	通常授業
三浦市	8/30	無	短縮授業	通常授業
葉山町	小8/31 中8/26	中8/27～31 (夏休延長)	短縮授業	短縮授業
寒川町	小8/31 中8/29	無	短縮授業	短縮授業
厚木市	小8/24 中8/24～26	無	短縮授業 分散登校	通常授業
大和市	8/25	8/26～8/31 (夏休延長)	短縮授業	短縮授業
海老名市	8/26	無	短縮授業	通常授業
座間市	8/28	無	短縮授業	短縮授業
綾瀬市	8/31	無	短縮授業	短縮授業
愛川町	小8/31 中8/26～27	無	短縮授業	短縮授業
清川村	小8/31 中8/26～27	無	短縮授業	通常授業
平塚市	小8/28 中8/27	8/30～9/3 (臨時休業)	短縮授業	短縮授業
秦野市	8/28	無	短縮授業	短縮授業
伊勢原市	8/31	無	短縮授業	短縮授業
大磯町	8/29	無	短縮授業	短縮授業
二宮町	小8/31 中8/29	中8/30～31 (夏休延長)	短縮授業	短縮授業
南足柄市	8/28	8/29～9/3 (臨時休業)	短縮授業	通常授業
中井町	8/29	無	短縮授業	短縮授業
大井町	8/26	無	短縮授業	短縮授業
松田町	8/26	無	短縮授業	短縮授業
山北町	8/26	無	短縮授業	短縮授業
開成町	8/28	無	短縮授業	短縮授業
小田原市	8/31	無	短縮授業	短縮授業
箱根町	8/31	無	通常授業	通常授業
真鶴町	8/26	無	短縮授業	短縮授業
湯河原町	8/29	8/30～8/31 (臨時休業)	短縮授業	短縮授業

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について  
(令和2年2月から令和3年5月まで)

○ 臨時休業から学校再開までの動き (令和2年2月から5月まで)

日付	主な内容等
令和2年 2月28日	文部科学事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
3月30日	県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。
4月7日	新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
5月4日	国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
5月22日	<p>国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。</p> <p><b>【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】</b></p> <p>○ 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、</p>

	<p>より慎重に対応する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。</li> <li>○ 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。</li> <li>○ 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。</li> </ul>
5月25日	<p>国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。</li> <li>(イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。</li> <li>(ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。</li> </ul>

○ 学校再開後の動き（令和2年6月から令和3年5月まで）

日付	主な内容等
令和2年 6月24日	<p>県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。</li> <li>(イ) 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況</li> </ul>

日付	主な内容等
	<p>が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。</p> <p>県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。</p> <p>なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。</p>
7月3日	<p>5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(ア)から(エ)のとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <p>(ア) 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。</p> <p>(イ) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等にも示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。</p> <p>(ウ) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。</p> <p>(エ) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。</p>

日付	主な内容等								
7月3日	<p>市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(ア)から(オ)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。</p> <p>(ア) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。</p> <table border="1" data-bbox="411 779 1417 996"> <thead> <tr> <th>教科</th> <th>出題範囲から除く内容(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会</td> <td>公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」</td> </tr> <tr> <td>数学</td> <td>中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」</td> </tr> <tr> <td>理科</td> <td>第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」</td> </tr> </tbody> </table> <p>※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。</p> <p>(イ) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。</p> <p>(ウ) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。</p> <p>(エ) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。</p> <p>(オ) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動</p>	教科	出題範囲から除く内容(※)	社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」	数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」	理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」
教科	出題範囲から除く内容(※)								
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」								
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」								
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」								

日付	主な内容等
	<p>(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査)については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。</p>
7月9日	<p>新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下、「県対策本部会議」という。）における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(ア)から(ケ)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>(ア) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。</p> <p>(イ) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。</p> <p>(ウ) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。</p> <p>(エ) 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。</p> <p>(オ) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。</p> <p>(カ) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。</p> <p>(キ) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。</p>

日付	主な内容等
	<p>(ク) 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。</p> <p>(ケ) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。</p>
7月17日	<p>県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <p><b>【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。</li> <li>○ 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。</li> <li>○ 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。</li> <li>○ 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。</li> <li>○ 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。</li> </ul>
7月29日	<p>県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。</p>
8月26日	<p>県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。</p> <p>(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について</p>

日付	主な内容等
	<p>学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。</p> <p>(イ) 県立特別支援学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。</li> <li>○ 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。</li> <li>○ 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。</li> </ul>
11月19日	<p>「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について</li> <li>○ 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について</li> <li>○ 県立中等教育学校入学者決定検査についてなどの対応をすることとした。</li> </ul>
11月20日	<p>県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同</p>

日付	主な内容等
	<p>日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。</p> <p>(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について  学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。</p> <p>(イ) 県立特別支援学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。</li> <li>○ 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。</li> </ul>
11月27日	<p>県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。</p> <p>(ア) 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。</p> <p>(イ) 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等に示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱い</p>

日付	主な内容等
	<p>については、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。</p>
12月3日	<p>県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。</p> <p>各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、</p> <p>(ア) 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。</p> <p>(イ) 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにすること。</p> <p>なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。</p>
12月11日	<p>文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。</p> <p>○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について</p> <p>今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の</p>

日付	主な内容等
	<p>上、臨時休業の要否を判断すること」とされている。</p> <p>県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。</p> <p>○ マスク等の着用について</p> <p>学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。</p> <p>○ 教室等の換気の徹底について</p> <p>冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。</p> <p>などの対応をすることとした。</p>
12月15日	<p>県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。</p> <p>○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。</p>
12月25日	<p>現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間</p>

日付	主な内容等
	<p>については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとし、同日、以下の(ア)から(ウ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うように通知した。</p> <p>(ア) 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。</p> <p>(イ) 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。</p> <p>(ウ) 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。</p>
<p>令和3年 1月5日</p>	<p>1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。</p>
<p>1月7日</p>	<p>特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p> <p><b>【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。</li> <li>○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。</li> <li>○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。</li> </ul> <p>&lt;高校、中等教育学校&gt;</p>

日付	主な内容等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。</li> <li>○ 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。</li> <li>＜特別支援学校＞</li> <li>○ 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。</li> <li>○ 学習活動について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。</li> </ul> </li> <li>○ 部活動について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。</li> <li>・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教育委員会と協議する。</li> </ul> </li> <li>○ 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延期または中止する。</li> </ul> </li> <li>○ 入学者選抜について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。</li> </ul> </li> </ul>
1月14日	<p>現在の感染状況を踏まえ、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜におけるWebサイトによる合格発表。</li> <li>○ 中学3年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点を取りまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学</li> </ul>

日付	主な内容等
	校の3年生全員に配付。
1月27日	<p>時期を改めて留意点等を示す予定としていた県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域における感染状況等に応じて適切に対応するよう通知した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項を変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卒業式・入学式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染症対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動（学校行事）に示された目標や内容を踏まえること。</li> <li>○ 実施に当たっては、次のように対応すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。</li> <li>・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。</li> <li>・ 式への参列者は、卒業生又は入学生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生又は入学生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。</li> </ul> <p>保護者が参列する場合は、高等学校及び中等教育学校においては、生徒一人につき保護者1名までに限定すること。特別支援学校については、各校の実情に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。</li> <li>・ 国歌斉唱、校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）</li> </ul> </li> </ul>
2月2日	<p>国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとし、また、卒業式の実施に当たっては、令和3年1月27日付け通知の内容により対応するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p>

日付	主な内容等
3月5日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p>
3月18日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階を追って以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p>&lt;高校、中等教育学校&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。</li> <li>○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;特別支援学校&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。</li> </ul> <p><b>【県立学校における児童・生徒への対応】</b></p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。</li> <li>○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。</li> </ul> <p>(イ) 学習活動について</p>

日付	主な内容等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 段階的緩和期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。</li> <li>(ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止対策を講じて実施する。</li> <li>○ 実施にあたっては、次のように対応する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）</li> <li>・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(エ) 部活動について <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。</li> <li>○ 段階的緩和期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。</li> <li>○ その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。</li> </ul> </li> <li>(オ) 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。</li> </ul> </li> <li>(カ) 入学者選抜について <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。</li> </ul> </li> </ul>
3月24日	<p>緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域</p>

日付	主な内容等
	<p>における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p>&lt;高校、中等教育学校&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。</li> <li>○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;特別支援学校&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。</li> </ul> <p><b>【県立学校における児童・生徒への対応】</b></p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。</li> <li>○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。</li> </ul> <p>(イ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。</li> </ul> <p>(ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止対策を講じて実施する。</li> <li>○ 実施にあたっては、次のように対応する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）</li> <li>・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）</li> </ul> </li> </ul> <p>(エ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染</li> </ul>

日付	主な内容等
	<p>リスクの高い活動は可能な限り避ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。</li> <li>○ その後は、段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。</li> </ul> <p>(オ) 修学旅行等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。</li> </ul> <p>(カ) 入学者選抜について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。</li> </ul>
4月16日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p>&lt;高校、中等教育学校&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。</li> <li>○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;特別支援学校&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。</li> </ul>

日付	主な内容等
	<p><b>【県立学校における児童・生徒への対応】</b></p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。</li> <li>○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。</li> </ul> <p>(イ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。</li> </ul> <p>(ウ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。</li> <li>○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。</li> </ul> <p>(エ) 修学旅行等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。</li> <li>○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。</li> </ul>
4月22日	<p>日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるよう、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p>
4月23日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、各学校において、基本的</p>

日付	主な内容等
	<p>な感染防止対策に係る取組状況を改めて確認し、必要な物品等がある場合は速やかに購入する、指導を強化し徹底するなど、感染防止対策の取組のより一層の徹底を図るよう、県立学校に通知した。</p>
5月7日	<p>文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から4月28日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。</p>
5月8日	<p>まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p>&lt;高校、中等教育学校&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。</li> <li>○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;特別支援学校&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。</li> </ul> <p><b>【具体的な対応等】</b></p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所</li> </ul>

日付	主な内容等
	<p>による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。</li> </ul> <p>(イ) 感染防止対策の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。</li> <li>・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。</li> <li>・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。</li> </ul> </li> </ul> <p>(ウ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。</li> </ul> <p>(エ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。</li> <li>○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。</li> </ul>

日付	主な内容等
	(オ) 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。</li> <li>○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。</li> </ul>
5月28日	まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長されたことに伴い、令和3年5月8日付け通知の内容により引き続き緊張感を持ち、対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

○ 県立社会教育施設の対応について（令和2年3月から令和3年5月まで）

日付	主な内容等
令和2年 3月2日	新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館）
3月11日	引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）
3月24日	引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）
4月7日	特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、「県実施方針」という。）が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部を継続）
4月10日	県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。
5月5日	県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

日付	主な内容等
5月25日	<p>国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。</p> <p>(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。</p> <p>(イ) 歴史博物館、金沢文庫、近代美術館については、6月9日から再開館する。</p> <p>(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。</p>
5月26日	<p>県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。</p>
令和3年 1月7日	<p>県実施方針が出されたことから、1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館することとした。図書館については、生徒・学生等に対する居場所の確保と学びの保障の観点から、感染防止対策に万全を期して引き続き開館し、開館時間を最大19時までとした。また、イベントや講座等についても、募集も含め延期または中止とする。</p>
2月2日	<p>国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから2月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月7日まで延長することとした。</p>
3月5日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから3月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月21日まで延長することとした。</p>
3月18日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることになったことから、以下のとおり対応することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 博物館・美術館については、段階的緩和期間中は、原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。</li> <li>○ 図書館は、閉館時間を最長20時までとして、引き続き開館する。</li> </ul> <p>県立図書館の閉館時間は変更なし（19時）</p>

日付	主な内容等
	<p>川崎図書館の閉館時間を 19 時⇒19 時 30 分            県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を 13 時～            13 時～19 時⇒14 時～20 時</p> <p>○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。</p>
3 月 24 日	<p>4 月 1 日からのリバウンド防止期間中は、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。</p>
4 月 16 日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の対応として、以下のとおり対応することとした。</p> <p>○ 博物館・美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。</p> <p>○ 図書館は、閉館時間を 19 時までとして、開館する。            ※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を            14 時～20 時⇒13 時～19 時</p> <p>○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。</p>
5 月 8 日	<p>まん延防止等重点措置の期間が 5 月 31 日まで延長されたことを受け、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。</p>
5 月 28 日	<p>まん延防止等重点措置の期間が 6 月 20 日まで再延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。</p>

## IV 教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた取組について

### 1 令和3年度の取組

今年度は、わいせつ事案防止対策有識者会議の提言を踏まえ、わいせつ事案の根絶を最重要課題とする取組方針を定め、具体的な方策を進めているところであるが、6月の総合教育センター指導主事の逮捕事案をはじめ、わいせつ事案が続いていることから、提言を踏まえた取組に加え、緊急的な取組を実施した。

### 2 わいせつ事案による懲戒処分の状況（9月29日現在）

#### ・ 懲戒免職 5件

（児童買春2件、自校女子生徒に対するわいせつな行為2件、女性に対するわいせつな行為1件）

### 3 緊急的な取組

#### (1) 「教員自らが考える教員によるわいせつ事案防止セミナー」の開催

##### ア 目的

教員のわいせつ事案について、全校の教員参加で、教員自らが考え、気づきの機会にするとともに、わいせつ事案防止の手立てを教員自身が考え、実行することを促す。

##### イ 実施方法

#### (ア) 全県立学校での職場討議（7月～8月）

わいせつ事案の事例及び令和3年度の取組方策等を基に、全校で討議を実施。

#### (イ) セミナーの開催（9月6日） ※オンライン開催

##### a 取組の発表

職場討議でみられた特色ある取組の発表

##### b 講演

・ 神奈川県教育委員会委員 吉田勝明 氏

医学的な観点からのわいせつ事案防止につながる理性の保持や同僚性の重要性など

- ・慶應義塾大学総合政策学部教授 小笠原和美 氏  
教員による性暴力の現状や影響、子どもを守るために必要な取組など

(ウ) 参加者数

県立学校教職員 約 350 人

(2) 教職員に対する指導の徹底等

ア 教職員の逮捕を受けた取組

逮捕日	内 容
6 月 23 日	<p>&lt;総合教育センター指導主事の 18 歳未満の男子に対する児童買春&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令及び服務規律の遵守についての指導徹底について通知（各所属長、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて）（6 月 23 日）</li> <li>・指導主事の使命、役割に係る指導の徹底について通知（指導主事が配置されている各所属長あて）（6 月 23 日）</li> <li>・指導主事に対する所属長等からの直接の指導（6 月 23、24 日）</li> <li>・臨時不祥事防止会議の開催（6 月 30 日）</li> <li>・教育長から所属長にメッセージを発信（6 月 30 日）</li> <li>・県立学校長会議地区別会議における教育局幹部と校長との意見交換（7 月 9 日～14 日）</li> </ul>
7 月 14 日	<p>&lt;特別支援学校教諭の 18 歳未満の男子に対する児童買春&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令及び服務規律の遵守についての指導徹底について通知（7 月 14 日）</li> <li>・臨時県立学校長会議幹事会の開催（7 月 15 日）</li> <li>・教育長から全教職員及び所属長にメッセージを発信（7 月 16 日）</li> <li>・臨時県立学校長会議特別支援学校部会の開催（7 月 26 日）</li> </ul>
8 月 2 日	<p>&lt;高等学校教諭（臨任）による女性に対するわいせつな行為&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令及び服務規律の遵守についての指導徹底について通知（8 月 2 日）</li> <li>・臨時県立学校長会議議長、副議長会議の開催（8 月 3 日）</li> </ul>

## イ 懲戒処分を踏まえた取組

処分日	内 容
8月5日	<p>&lt;18歳未満の男子に対する児童買春(6月23日・7月14日逮捕事案)及び中学校教諭による自校女子生徒に対するわいせつな行為&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の不祥事根絶に向けた指導の徹底等について通知</li> <li>・児童・生徒に対する相談、指導等における留意事項の周知徹底(提言に基づく取組)</li> <li>・臨時教育事務所長会議の開催</li> </ul>
8月26日	<p>&lt;女性に対するわいせつな行為(8月2日逮捕事案)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の不祥事根絶に向けた指導の徹底等について通知</li> </ul>
9月29日	<p>&lt;臨時実習助手(臨任)による自校女子生徒に対するわいせつな行為&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の不祥事根絶に向けた指導の徹底等について通知</li> <li>・臨時県立学校長会議議長、副議長会議の開催</li> <li>・全ての臨時的任用職員に対する各県立学校長の面接指導の実施(現在実施中)</li> <li>・臨時的任用職員に対する特別研修の実施(10月予定)</li> </ul>

### 4 提言を踏まえた主な取組の実施状況

#### (1) 教職員の倫理に関する指針の策定

9月3日、「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」を策定し、各県立学校長及び市町村教育委員会教育長に通知。各学校において、研修等で活用を図るとともに、県立学校教職員に、携帯カードとして配付し、指針の主旨を徹底した。

#### (2) 性被害の影響について理解を深める研修等の実施

子どもに対する性被害防止について見識のある専門家による研修・講演を実施。

- ・6月11日 人権担当者研修会
- ・9月6日 教員自らが考える教員によるわいせつ事案防止セミナー

- (3) 児童・生徒との相談、指導における留意事項の周知徹底  
8月5日、複数対応の徹底など、相談、指導における組織的対応の重要性や生徒の連絡先の適切な収集及び連絡方法などの留意事項について、各県立学校に通知。各学校において研修等により、教職員に周知徹底した。
- (4) 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実  
9月28日に、教職員が、業務上の課題やストレス等を抱え込まないよう組織的な支援・相談体制の充実を図るために行われた取組事例を、ポータルサイトにより情報提供を開始した。引き続き、各学校から情報収集を行い、参考となる事例を随時提供する。
- (5) 臨床心理士等による個別事案の分析等  
わいせつ事案を起こした教職員2名に対し、臨床心理士による面談を実施した。引き続き、随時面談を実施し、再発防止の取組に反映する。
- (6) 「自分を見つめるチェックシート」の作成・活用  
教職員の心理状況を客観的に分析できるような質問事項を盛り込んだチェックシートを作成し、年内に教職員に配付し、自己の内面の振返りに活用する。

## V かながわ人権施策推進指針の改定について

### 1 改定の理由

- 本県における人権施策の根幹となる「かながわ人権施策推進指針（改定版）」（以下「指針」という。）は、平成15年の策定後、東日本大震災の発生をはじめとした社会情勢の変化に対応するため、平成25年3月に改定を実施している。
- 指針の改定後、「津久井やまゆり園事件」の発生や「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定、コロナ禍における医療等従事者等への差別問題、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の急増など、人権を取り巻く状況は大きく変化している。
- こうした状況の中、差別解消にかかる法整備がなされていることも踏まえ、人権課題に対する県の姿勢を明確にするため、令和3年度中に指針を改定する必要がある。

### 2 教育委員会の役割

本県の人権施策の推進に当たり、教育委員会は、人権教育の企画調整等の役割を担っており、指針の「人権教育」に係る部分（私学に関するものを除く）等を所管している。

### 3 改定の概要

#### (1) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の反映

県の人権課題に対する姿勢をより明確に示すため、「人権施策の取り組みの経緯」に、「ともに生きる社会かながわ憲章」にかかる記載を追加する。

#### (2) 現在の取組の充実・強化及び複合的な人権課題への対応

平成25年の改定後に生じた社会状況の変化を踏まえた改定や、国による法整備、総合計画をはじめとする県の計画・プラン等の策定・改定の反映等、現指針の記載について全体的な見直しを行う。

また、ヘイトスピーチや性的マイノリティ等、社会情勢の変化に伴って顕在化した人権課題や、インターネット上の人権侵害等、従来の分野にまたがる複合的な人権課題について、施策の方向にかかる記載を新たに追加する。

#### 4 改定の主なポイント

##### (1) 女性にかかる多様な課題の解消

コロナ禍における女性の人権課題の深刻化も踏まえた上で、女性の就業支援の推進や、女性に対する暴力の根絶に向けた相談・支援体制を充実するとともに、あらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた意識改革に資する啓発活動を推進する。

###### 教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

男女共同参画の推進に資する教職員向けの研修や、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶等、学校現場における男女共同参画の基盤整備を促進する。

##### (2) 障がい者を取り巻く社会的障壁の排除・障がいへの理解促進

障がい者を取り巻く社会的障壁の排除や障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組み、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念である、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現をめざす。

また、障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現をめざす。

###### 教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ同じ場で共に育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校まで、連続性のある取組となるよう、インクルーシブ教育を推進します。

##### (3) 疾病等にかかる偏見・差別等の解消

コロナ禍で発生した医療・介護・福祉従事者等への差別問題等を踏まえ、エイズ、ハンセン病、肝炎、新型コロナウイルス感染症や、難病疾患に関する正しい知識を身に付け、理解を深めるための教育・啓発活動を推進し、患者、元患者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別意識の解消をはかる。

##### (4) ヘイトスピーチ解消に向けた取組の推進

「ヘイトスピーチを許さない」という県の姿勢を県民と共有し、正しい知識や認識を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、ヘイトスピーチによる被害の早期解決に向けた相談・支援体制を充実することを「外国籍県民等」分野に記載を追加する。

(5) 貧困を背景とする人権課題の解消

子どもの貧困に対する連携体制の構築や、ひとり親世帯に対する支援など、生活困窮者や貧困に悩む方に対する支援や、ホームレスの自立支援に関する施策を推進する。さらに、生活困窮者やホームレスへの偏見や差別意識をなくすための教育・啓発活動により、貧困を背景とする人権課題の解消をめざす。

**教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】**

生活困窮者やホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、生活困窮者やホームレスについての正しい理解を深める人権教育・人権啓発を推進する。

(6) 性的マイノリティの人権課題の解消

性の多様性に関する正しい理解を深めるため、啓発活動や教育・研修を推進するとともに、性的指向又は性自認に関する悩みに関する相談・支援体制を充実する。

**教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】**

児童・生徒の発達の段階に応じて、性的マイノリティに対する正しい理解のための教育を推進する。

(7) インターネットの活用により生じる人権侵害の解消

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権侵害が急増していることを踏まえ、インターネットの適切な利用に関する啓発活動や教育を推進する。さらに、インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制を充実するなど、インターネットを悪用した人権侵害の早期解決に向けた取組を推進する。

**教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】**

児童・生徒の発達の段階に応じて、インターネットの適切な利用や情報セキュリティ対策、ルールやマナーを守ること等について教育を推進する。

(8) 「様々な人権課題」の内容の見直し

近年新たに顕在化した人権課題として、ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題、アイヌ民族の人権課題、孤独・孤立による人権課題の深刻化等の課題について追記する。

※ (1)～(8)以外に「子どもの人権」について、教育委員会所管部分において、次のとおり記載を追加する。

- ・ 児童虐待について、学校では、スクールソーシャルワーカーの活用により、関係機関との連携を図り、児童虐待の未然防止、早期

発見、再発防止を推進する。

- ・ いじめ対策について、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し組織的に対応していくほか、家庭・関係機関・地域とも連携を図り、早期発見・早期対応に努める。

## 5 改定素案

参考資料1 「かながわ人権施策推進指針（改訂版）」素案のとおり

## 6 今後の予定

令和3年 10月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
12月	令和3年第3回県議会定例会文教常任委員会に改定素案に対するパブリック・コメントの実施結果を報告
令和4年 1月	かながわ人権政策推進懇話会において改定案を説明
2月	県議会第1回定例会文教常任委員会に改定案を報告
3月	教育委員会に報告 指針改定

## VI 高等学校奨学金制度改正の素案について

### 1 制度改正の経緯

#### (1) 高等学校奨学金の現状

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、奨学生やその保護者が経済的影響を受けるなど、奨学金を取り巻く環境が大きく変化している。
- また、成年年齢の18歳への引き下げや貸付希望者減少といった課題にも対応が必要となっている。

#### 【高等学校奨学金貸付実績】

区 分	貸付者数（人）			貸付額（千円）		
	公 立	私 立	合 計	公 立	私 立	合 計
平成30年度	613	1,747	2,360	113,900	681,670	795,570
令和元年度	505	1,522	2,027	93,150	591,380	684,530
令和2年度	491	1,412	1,903	91,270	557,210	648,480

#### (2) 経過

- 令和3年3月～令和3年5月
  - ・ 奨学金を利用している生徒の保護者及び利用希望者へのアンケートを実施した。
  - ・ 1,200名を超える方からの回答結果をもとに、現行の制度について検証を行った。
- 令和3年7月
  - ・ 文教常任委員会に、アンケート調査結果、現行制度の検証結果及び今後の方向性を報告した。

### 2 課題

#### (1) 所得要件

<現行制度>

保護者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が40万9,600円未満（年収約800万円未満）

- 毎年10名程度の高校生が保護者の所得超過を理由として不採用となっている。
- アンケートの結果、約4分の1の方から要件緩和を希望する声があった。

## (2) 貸付月額

### <現行制度>

#### 貸付月額

1年生	国公立1・2万円	私立1～4万円
2年生以上	国公立1万円	私立1～3万円

※ 2年生以上は加算制度の利用で、貸付月額の1万円増額が可能。

- 国の「子供の学習費調査」によると、年間の保護者の教育費負担は、公立高校約46万円、私立高校約97万円となっている。
- 本奨学金の年額ベースは、国公立最大24万円、私立最大48万円であり、依然として保護者の負担は大きい。
- アンケートの結果、約3分の1の方から貸付月額の増額を希望する声があった。

## (3) 返還猶予制度

### <現行制度>

①～⑩のいずれかの申請区分に該当する場合、申請に基づき返還を猶予

(申請区分)

①進学、②留学・留年等により正規の修学年数を超えて在学中、③進学準備中、④就職活動中、⑤免除職として勤務中、⑥介護福祉士試験受験資格取得のため、⑦療養中、⑧災害等を受けたため、⑨生活保護受給中、⑩就労していて経済的な事由により返還が困難

- 申請区分⑩は、本人の生活状況に加え、世帯の経済状況を要件としているため、他の申請区分と性質が異なる。  
また、奨学生本人の年収に加えて世帯年収が要件となっているため、利用しにくい。

## (4) 連帯保証人制度

### <現行制度>

連帯保証人として、独立した生計を営む者2名(うち1名は保護者※)が必要※奨学生が未成年の場合

- 連帯保証人を2名立てることが難しいため、奨学金の貸付決定後に貸付を辞退する高校生が毎年10数名いる。

(5) 成年年齢の引き下げに伴う影響

<現行制度>

20歳未満の生徒が奨学金の申込をする場合、保護者の同意が必要（申込時、ほとんどの生徒が未成年）

- 改正民法の施行に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるため、保護者の同意なく、奨学金の申込ができるようになるため、所要の改正が必要となった。

3 制度改正の主な内容

(1) 所得要件の緩和

<改正案>

保護者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が50万7,000円未満（年収約910万円未満）

(2) 貸付月額を増額

<改正案>

貸付月額

1年生 国公立1・2・3万円 私立1～5万円

2年生以上 国公立1・2万円 私立1～4万円

※ 2年生以上は加算制度の利用で、貸付月額の1万円増額が可能。

(3) 返還猶予制度の見直し

<改正案>

経済的事由による猶予（申請区分⑩）の年収要件を奨学生本人の年収のみとする。（世帯年収を要件としない）

ただし、他の者に扶養されている奨学生は、奨学生と扶養者を合算した年収を要件とする。

(4) 連帯保証人制度の見直し

<改正案>

連帯保証人は原則2名とするが、2名立てることができない特別な理由がある場合に限り、連帯保証人を1名とすることを認める。

(5) 成年年齢の引き下げへの対応

< 改正案 >

改正民法の施行に伴い、様式の見直し等を行う。

4 今後の予定

令和3年11月 第3回定例会に関係部分の条例改正案を提出

## 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会 令和3年度事業概要報告書

### 1 設立及びその目的

- (1) 設立の根拠 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- (2) 設立年月日 昭和59年3月28日
- (3) 設立の目的 神奈川県内の市町村立小学校、中学校、特別支援学校等の教職員その他の教育関係者（以下「市町村立の小中学校等の教職員等」という。）の福祉の増進を図るほか、県民の教育文化、スポーツ活動等を支援し、もって神奈川県における教育文化の振興に寄与することを目的とする。上記の目的を達成するために次の事業を行う。（1）市町村立の小中学校等の教職員等の相互扶助及び福利厚生増進（2）県民の教育、文化、スポーツ活動等の振興（3）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 2 所在地

横浜市中区日本大通33

### 3 出資金

- (1) 設立当時 5,000万円  
出資者 神奈川県
- (2) 令和3年3月末日現在 2億円  
出資者 [ 神奈川県 5,000万円  
民間 1億5,000万円

### 4 令和3年度事業計画及び予算等に関する書類

別添資料のとおり

### 5 令和2年度事業報告及び財務諸表

別添資料のとおり

### 6 役員（令和3年9月1日現在）

理事長 鈴木 教之  
理事 大栗 好信 柴崎 裕美 早坂 淳史  
監事 川島 祐輔 古田 満正

## Ⅷ 令和5年度再編・統合対象校の設置基本計画案について

### 1 概要

#### (1) 趣旨等

県立高校改革を進めるため、平成28年1月に中長期(概ね15年間)を展望し、教育内容、学校経営、高校の再編・統合等にかかる12年間の「実施計画(全体)」及び、取組みや対象校名を明示した「実施計画(I期)」を策定し、平成30年10月に「実施計画(II期)」を策定した。

「実施計画(II期)」に基づき、令和5年度再編・統合を行う対象校ごとの設置基本計画案及び設置計画を策定する。

(これまでの経緯)

平成28年1月	「県立高校改革実施計画(全体)(I期)」を教育委員会にて付議・決定
平成30年10月	「県立高校改革実施計画(II期)」を教育委員会にて付議・決定
令和3年9月	当該校の設置基本計画案を作成

#### (2) 設置基本計画案の作成について

##### ア 設置基本計画案の位置付け

- ・ 「設置基本計画案」は、再編・統合の目的、考え方、教育内容等の概要を記載したものであり、「設置計画」を策定するにあたっての基本的な方針を示すものとして、再編・統合の概ね1年半前に作成する。
- ・ 「設置基本計画案」の作成後、さらに検討を重ね、教育内容等を具体的に示した「設置計画」を、再編・統合の概ね1年前に策定する。
- ・ 「設置計画」策定後、それに基づき再編・統合の準備を進めていく。

##### イ 主な内容

- ・ 再編・統合の実施年度
- ・ 設置形態(課程・学科等)
- ・ 設置の目的(再編・統合の目的)
- ・ 基本的コンセプト(基本的な教育の内容や方法)等

## 2 令和5年度再編・統合対象校の設置基本計画案

### (1) 対象校

地域	対象校
横浜南西地域	瀬谷高校・瀬谷西高校
横須賀三浦・湘南地域	逗葉高校・逗子高校
県央・相模原地域	城山高校・相模原総合高校

### (2) 再編・統合における特色

#### 【瀬谷高等学校・瀬谷西高等学校】

- ・学年制による全日制の課程普通科を設置し、瀬谷高校における確かな学力と探究心を身に付けるための教育活動の成果と、瀬谷西高校における社会に積極的に参画する態度を育成するシチズンシップ教育の成果を踏まえ、生徒の「探究する力」を育み、生徒が社会での自己の役割を認識し、社会に貢献する態度を養うための教育活動を展開する。

#### 【逗葉高等学校・逗子高等学校】

- ・学年制による全日制の課程普通科を設置し、逗葉高校における地域連携の拠点としての取組と、逗子高校における地域を活用した連携教育の成果を踏まえ、地域における新たな高校として、地域との連携による事業や幅広い地域の教育的資源を活用した事業を展開する。

#### 【城山高等学校・相模原総合高等学校】

- ・単位制による全日制の課程普通科を設置し、城山高校におけるICT利活用授業研究推進校としての成果と、相模原総合高校におけるプログラミング教育研究推進校としての成果を踏まえ、両校が進めてきた研究成果を共有することで、高度な情報教育を強みとした教育活動を展開する。

## 3 今後の予定

令和4年2月	設置計画(案)を文教常任委員会に報告後、教育委員会に付議
同 6月	令和5年度再編・統合に伴う設置条例の改正を県議会第2回定例会に提案
同 11月	新校の設置
令和5年4月	令和5年度再編・統合による新しい学校として教育活動を開始

#### ※参考

- 県立高校改革実施計画(Ⅱ期)のその他の再編・統合対象校  
厚木東高等学校・厚木商業高等学校  
全日制の課程 ⇒令和6年度設置

## IX 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の検証について

### 1 概要

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度については、概ね中学校学習指導要領の改訂の時期にあわせて制度の変更を行っている。令和3年度から中学校学習指導要領が全面実施されたことに伴い、現行の入学者選抜に関して、県立高校関係者などの意見を聴取しながら、教育局内において検証を行ってきたので、その結果について報告する。

### 2 検証結果の概要について

- 現行入学者選抜については、制度の大きな変更を必要とするような課題は見られないものの、多くの受検者が受検する共通選抜において、学力検査、面接、特色検査を合わせると、最大で3日間受検することとなっており、受検者の負担となっている。
- 共通選抜の志願受付から、定通分割選抜の二次募集まで、入学者選抜の実施期間が長期に及んでおり、中学校教育だけでなく、高等学校の在校生の学びへの影響がある。
- 令和3年度から全面実施となった中学校学習指導要領では、全ての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られている。このことに伴い、入学者選抜において評価・判定に用いる受検者の資質・能力について、再整理することが必要である。

### 3 今後の方向性

- 令和3年度の後半に学識経験者や中学校関係者等を構成員とする「入学者選抜制度検討協議会」を立ち上げ、その後、これまでの検証を踏まえて入学者選抜に関する検討を行う。協議会からの答申を受けて県教育委員会において改善方針を策定する。
- 令和6年度入学者選抜への反映を目指す。

<参考> これまでの入学者選抜制度の変遷

入学者年度	制度改善の主な内容	国の動き
平成5年度 平成6年度 平成9年度	○複数志願の導入 1回の受検で第1希望と第2希望の2校を志願可能	中学校学習指導要領改訂・実施 高等学校学習指導要領改訂・実施
平成14年度 平成15年度 平成16年度	○前期選抜・後期選抜の実施 評価尺度の異なる複数の選抜機会の提供	中学校学習指導要領改訂・ <sup>いわゆる</sup> 絶対評価導入 高等学校学習指導要領改訂・実施
平成24年度 平成25年度	○面接と学力検査を全面实施 前・後期の特性を生かし一本化	中学校学習指導要領改訂・実施 高等学校学習指導要領改訂・実施
令和3年度 令和4年度		中学校学習指導要領改訂・実施 高等学校学習指導要領改訂・実施

## X 県立学校における生理用品の無償配布について

### 1 県立学校生理用品無償配布モデル事業の概要について

#### (1) 目的

県立学校に在籍する生徒が、生理用品の確保に不安を感じることなく、より安心して学校生活を送れるよう、今後の取組の検討に資するため、モデル校 12 校の女子トイレに生理用品を配備し、生徒のニーズや実態を把握する。

#### (2) 実施期間

令和 3 年 6 月 1 日（火）から 8 月 31 日（火）までの 3 か月間

#### (3) モデル校

校種・ 地域	高等学校					特別支援学校
	横浜北東・川崎	横浜南西	横三・湘南	中・県西	県央・相模原	
学校名	白山 大師	横浜緑ヶ丘 二俣川看護福祉	横須賀大津 茅ヶ崎*	平塚農商 山北	厚木東 伊勢原*	藤沢養護* 茅ヶ崎養護

※ 定時制課程含む \*分教室含む

#### (4) 事業内容

##### ア 生理用品の配備等

- ・ 生徒がよく利用する女子トイレの共用部分（洗面台付近等）に、箱に収納した生理用品を置き、生徒が使いやすい環境を作る。
- ・ 本事業の趣旨を生徒に正しく理解してもらうため、トイレ内へのポスター掲示や I C T の活用等により周知を図る。
- ・ 実施期間中に生徒が利用した生理用品の個数を定期的に把握する。

##### イ アンケート調査

- ・ 生理用品の利用の有無、生理用品の置き場所に関する意見などについて、生徒に対し無記名のアンケートを実施し、回答結果を分析することにより実状やニーズを把握する。

### 2 モデル事業の実施結果

#### (1) 生理用品の利用実績（6月1日から8月31日まで）（単位：個）

	6/1～7/2	7/3～7/30	7/31～8/31	合計
高等学校	3,387	2,204	780	6,371
特別支援学校	149	92	0	241
合計	3,536	2,296	780	6,612

## (2) アンケート調査

### ア 調査の概要

#### (ア) 期間

令和3年7月12日（月）から7月21日（水）までの10日間

#### (イ) 対象

- ・ 高等学校のモデル校10校の女子生徒全員（約4,200人）
- ・ 特別支援学校のモデル校2校の高等部の女子生徒全員（約100人）

#### (ウ) 内容

- ・ トイレに配備した生理用品の利用の有無
- ・ 生理用品の置き場所に関する意見
- ・ トイレに生理用品を配備したことについての受け止め など

#### (エ) 回答方法

- ・ 高校生に対しては、学校を通じて、アンケート回答用のURL及び二次元コードを記載した調査への協力依頼文を配付。生徒は、学校や自宅等でインターネットを通じて、無記名で回答。
- ・ 特別支援学校生に対しては、学校でアンケート回答用紙を配付。生徒は、アンケート用紙に無記名で回答し、封入して提出。学校は、封入された封筒を取りまとめ、県教育委員会に送付。

### イ 回答数

高等学校	特別支援学校
1,745	70

※ 各グラフの基数となる実数は「n」、比率は「n」を母数とした割合で表示。

### ウ 結果概要

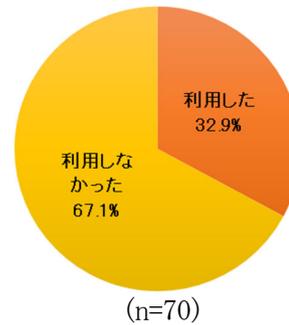
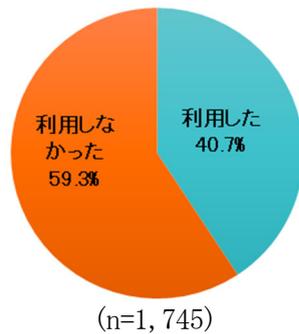
#### (ア) 生理用品の利用状況等

女子トイレに配備した生理用品を利用した高校生は711人（40.7%）、特別支援学校生は23人（32.9%）であった。（【図1】参照）

【図1】女子トイレ配備の生理用品の利用状況

<高校生>

<特別支援学校生>



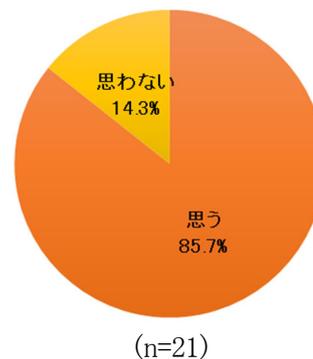
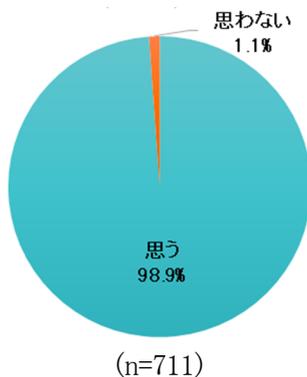
(イ) 生理用品の利用ニーズ

「利用した」と回答した人のうち、今後も利用したいと思う高校生は703人(98.9%)、特別支援学校生は18人(85.7%)であった。(【図2】参照)

【図2】今後の生理用品の利用ニーズ

<高校生>

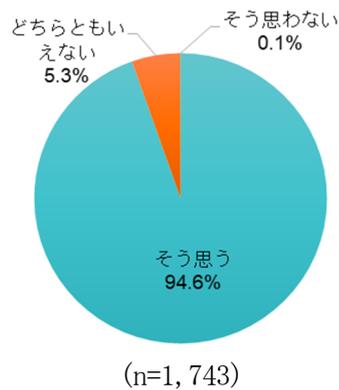
<特別支援学校生>



(ウ) 学校内での生理用品入手のニーズ<高校生のみの設問>

学校内で生理用品が入手できるとよいと思うか尋ねたところ、「そう思う」と回答した人が最も多く1,649人(94.6%)であった。(【図3】参照) また、「そう思う」と回答した人に、校内のどこで生理用品が入手できるとよいか尋ねたところ、「トイレ」と回答した人が最も多く、1,528人(92.7%)であった。(【図4】参照)

【図3】 学校内で生理用品を入手できるとよいと思うか



【図4】 校内で生理用品を入手したい場所

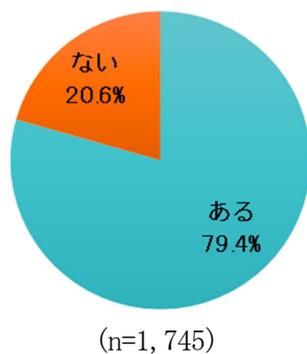


(エ) 生理用品がなくて困った経験

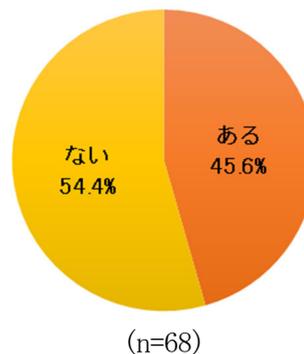
生理用品を持っていなくて困ったことがあるか尋ねたところ、「ある」と回答した高校生は1,386人(79.4%)、特別支援学校生は31人(45.6%)であった。(【図5】参照) また、その理由を尋ねたところ、「持ってくるのを忘れてしまった」が最も多く、高校生は1,013人(73.1%)、特別支援学校生が15人(44.1%)であったが、一方、高校生で5人(0.4%)が「経済的理由で用意できなかった」と回答した。(【図6】参照)

【図5】 生理用品がなくて困った経験の有無

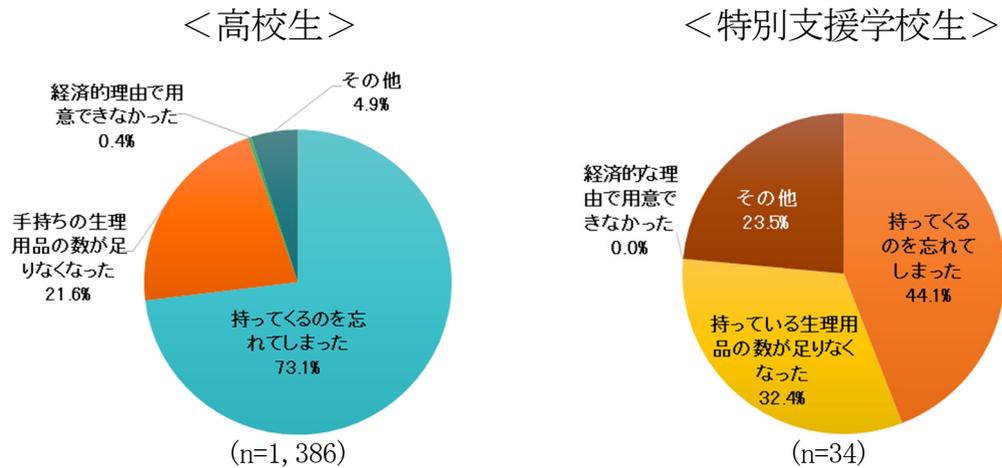
<高校生>



<特別支援学校生>



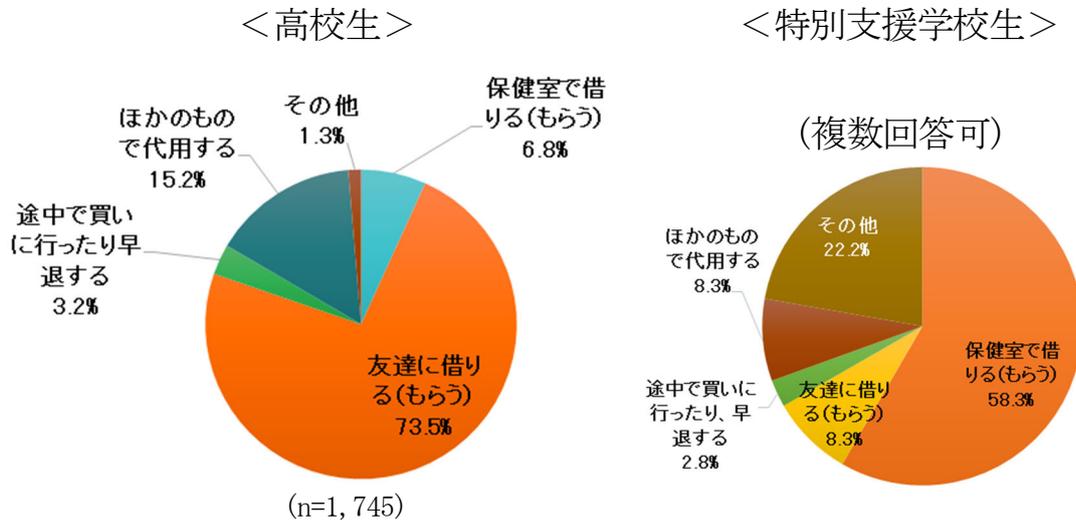
【図6】生理用品がなくて困った理由



(オ) 生理用品が手元にない場合の対応

生理用品がない場合、これまで、どのように対応していたか尋ねたところ、高校生は「友達に借りる(もらう)」が最も多く、1,283人(73.5%)、特別支援学校生は「保健室で借りる(もらう)」が最も多く、42人(58.3%)であった。一方、高校生は56人(3.2%)、特別支援学校生は2人(2.8%)が「途中で買いに行ったり早退する」と回答した。(【図7】参照)

【図7】生理用品が手元にない場合の対応



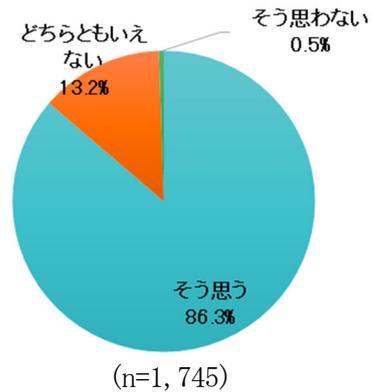
(カ) トイレに生理用品が置いてあることによる安心感

＜高校生のみの設問＞

学校のトイレに生理用品があることによって、生理用品の入手に不安を感じることなく、在校時間を安心して過ごせているか尋ねたところ、「そう思う」と回答した人は1,506人(86.3%)であった。

(【図8】参照)

【図8】 トイレに生理用品が置いてあることで、安心して在校時間を過ごせているか



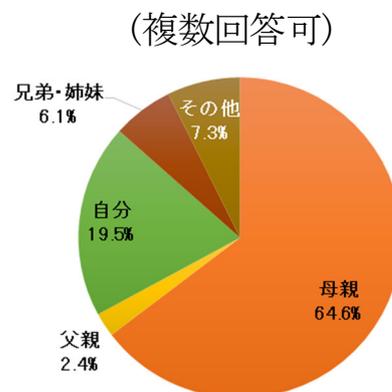
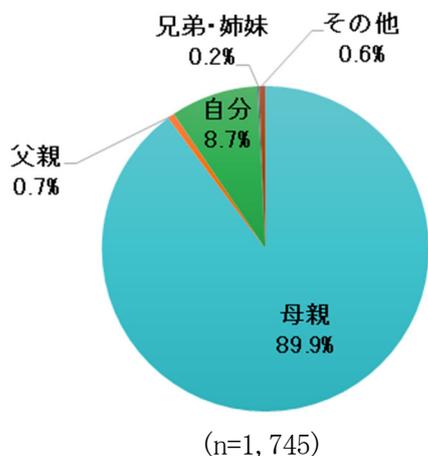
(キ) 生理用品を購入する人

自分が使う生理用品を普段、誰が買っているか尋ねたところ、「母親」が最も多く、高校生は1,568人(89.9%)、特別支援学校生は53人(64.6%)であった。一方、高校生は151人(8.7%)、特別支援学校生は16人(19.5%)が、「自分」と回答した。(【図9】参照)

【図9】 生理用品を購入する人

<高校生>

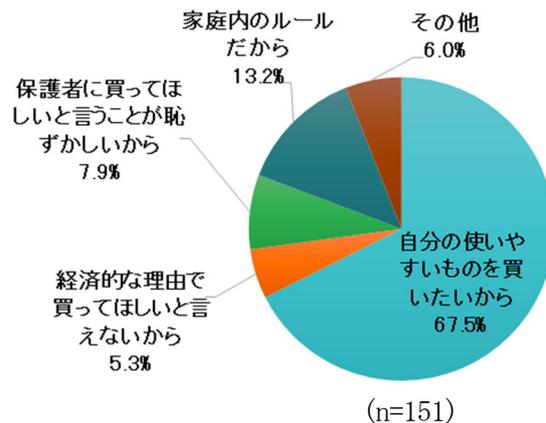
<特別支援学校生>



(ク) 生理用品を自分で購入している理由<高校生のみの設問>

生理用品を「自分」で買っていると回答した高校生に、その理由を尋ねたところ、「自分の使いやすいものを買いたいから」が最も多く、102人(67.5%)であった。一方、8人(5.3%)が「経済的な理由で買ってほしいと言えないから」と回答し、12人(7.9%)が、「保護者に買ってほしいと言うことが恥ずかしいから」と回答した。(【図10】参照)

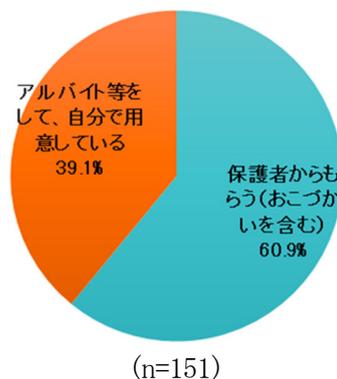
【図 10】 生理用品を自分で購入している理由



(ケ) 生理用品を購入するお金<高校生のみ設問>

生理用品を「自分」で買っていると回答した高校生に、購入するお金はどのように用意しているか尋ねたところ、「保護者からもらう」が 92 人 (60.9%)、「アルバイト等をして、自分で用意している」が 59 人 (39.1%) であった。(【図 11】 参照)

【図 11】 生理用品を購入するお金



エ 結果のまとめ

(ア) 生徒の実状

- ・ 調査に回答した生徒の約 8 割が、生理用品がなくて困った経験があり、その中に、経済的な理由で困っている生徒がいる。
- ・ 生理用品を自分で買っている生徒の中には、経済的な理由で買ってほしいと言えない生徒のほか、アルバイト等をして自分で用意している生徒もいる。
- ・ 生理用品が手元にない場合、途中で買いに行く、あるいは早退すると回答した生徒がいることから、生理用品を所持していないために、安心して学校生活を過ごすことができなかった生徒がいる。

(イ) 生徒のニーズ

- 調査に回答した生徒の約4割が、学校の女子トイレに配備した生理用品を利用した。また、利用した生徒のうち、9割以上は今後も利用したい意向がある。
- 調査に回答した生徒の9割以上が、校内で生理用品を入手したい意向がある。また、当該生徒の9割以上がトイレで入手できるとよいと考えている。
- 調査に回答した生徒の8割以上が、トイレに生理用品が置いてあることで、在校時間を安心して過ごせると感じている。

3 今後の対応

- モデル事業によって把握できた生徒の実状やニーズのほか、学校の意見などを踏まえ、生理用品が手元にない不安を解消し、生徒が安心して学校生活を送れるよう、10月から、全県立学校で女子トイレに生理用品を配備する。
- 養護教諭を中心に、生理に関する悩みをはじめとした、生徒の健康相談等に丁寧に対応していく。

## XI 「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）の検討状況について

### 1 経緯

県教育委員会は、令和3年3月に「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）（以下「指針」という。）の素案を当委員会に報告した。当初の予定では、国が策定作業を進めている特別支援学校の設置基準の内容等を踏まえて、必要な再整理を行ったうえで、同年7月を目途に指針最終案を取りまとめることとしていた。

そうした中、国は5月26日に「特別支援学校設置基準」（以下、「設置基準」という。）の制定案を公表し、6月26日までパブリックコメントを実施した。

この状況を踏まえ、6月の当委員会において、今後、設置基準が確定次第、既存の学校の対応方向も盛り込み、再整理した指針素案の「修正版」を9月を目途にとりまとめた後、本県においてもパブリックコメントを実施し、12月には、指針を策定すべく取り組む旨を報告した。

### 2 設置基準の制定

国は、令和3年9月24日に設置基準を制定し、公表した。

<指針に関わる設置基準の概要>

- 特別支援学校の設置に必要な、在籍児童・生徒等の人数に応じた校舎面積及び運動場面積等を規定
- 施行期日等
  - ・令和4年4月1日
  - ・ただし、施設及び設備等については、令和5年4月1日
  - ・既存校については、当分の間、なお従前の例によることができる
  - ・設置基準を踏まえた整備は努力義務

【設置基準案からの主な変更点】

- ・児童・生徒数に対する校舎面積を算出するための基準値の変更
- ・校舎・運動場面積について、「特別の事情」を通知に例示
- ・分教室等の校舎・運動場面積の扱いについて、通知に明記

### 3 指針策定に向けた今後の対応（予定）

設置基準制定を受け、今後、在籍児童・生徒数等に応じた校舎面積の精査・再整理を行うとともに、特別支援学校を設置している市教育委員会等と調整を行う。

その後、再整理した指針素案の修正版を作成し、パブリックコメント実施を経て、指針最終案を取りまとめ、年度内を目途に指針を策定する。

## 「特別支援学校設置基準」の概要

### 1 趣旨

- ・ 在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する
  - ①特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準
  - ②地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定

### 2 制定内容（施設及び設備）

#### ○ 校舎及び運動場の面積等について

- ・ 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とするとした。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとした。
- ・ 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとした。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができるとした。

#### ○ 校舎に備えるべき施設について

- ・ 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとした。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができるとした。
  - ①教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）
  - ②自立活動室
  - ③図書室（小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。）、保健室
  - ④職員室
- ・ 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとした。

#### ○ その他の施設について

- ・ 校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあつては体育館を備えるものとした。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとした。

#### ○ 他の学校等の施設及び設備の使用について

- ・ 特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができるとした。

### 3 附則（施行期日等）

- ・ 令和4年4月1日から施行する。
- ・ ただし、制定内容の施設及び設備の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- ・ 制定内容の施設及び設備の規定施行の際、現に存する特別支援学校の施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。